2019年度
第3回業務委員会
資料№3-1

2019年9月19日

経過措置指定団地の2019年9月解除並びに2019年12月及び2020年3月解除見込み

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2019年6月	2019年9月1日	2019年9月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）			2019年12月1日	2019年12月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）			2020年3月1日	2020年3月1日見込（2019年6月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	解除	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	−5 7.4%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.4%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%	*0* 0 0.0%	*1* 330 5.3%	*2.4%* 8 0.7%	338 4.6%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−13 19.1%	*0* 17 54.8%	*99* 576 9.5%	*5.9%* 36 2.9%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.4%	*5.9%* 36 3.0%	612 8.4%	*0* 0 0.0%	*99* 576 9.3%	*5.9%* 36 3.2%	612 8.4%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−21 30.9%	*6* 6 19.4%	*385* 1,538 25.3%	*26.3%* 548 44.8%	2,086 28.5%	*4* 4 26.7%	*389* 1,542 25.3%	*26.1%* 544 45.0%	2,086 28.5%	*4* 21 30.4%	*393* 1,563 25.3%	*25.1%* 523 45.9%	2,086 28.5%
中部	*124* 468 8.3%	*28.9%* 190 11.0%	658 8.9%	−9 13.2%	*2* 2 6.5%	*160* 504 8.3%	*22.3%* 145 11.8%	649 8.9%	*2* 2 13.3%	*162* 506 8.3%	*22.0%* 143 11.8%	649 8.9%	*8* 8 11.6%	*170* 514 8.3%	*20.8%* 135 11.8%	649 8.9%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−6 8.8%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.7%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%	*0* 0 0.0%	*10* 286 4.6%	*0.0%* 0 0.0%	286 3.9%
近畿	*123* 679 12.0%	*33.4%* 340 19.7%	1,019 13.8%	−11 16.2%	*1* 2 6.5%	*178* 745 12.2%	*26.1%* 263 21.5%	1,008 13.8%	*2* 3 20.0%	*180* 748 12.3%	*25.8%* 260 21.5%	1,008 13.8%	*7* 10 14.5%	*187* 758 12.3%	*24.8%* 250 21.9%	1,008 13.8%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−15 22.1%	*0* 0 0.0%	*96* 563 9.2%	*8.8%* 54 4.4%	617 8.4%	*0* 3 20.0%	*96* 566 9.3%	*8.3%* 51 4.2%	617 8.4%	*9* 11 15.9%	*105* 577 9.3%	*6.5%* 40 3.5%	617 8.4%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	−1 1.5%	*4* 4 12.9%	*67* 314 5.2%	*10.8%* 38 3.1%	352 4.8%	*0* 0 0.0%	*67* 314 5.1%	*10.8%* 38 3.1%	352 4.8%	*4* 5 7.2%	*71* 319 5.2%	*9.4%* 33 2.9%	352 4.8%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	5 −7.4%	*0* 0 0.0%	*205* 1,043 17.1%	*11.2%* 131 10.7%	1,174 16.1%	*0* 3 20.0%	*205* 1,046 17.1%	*10.9%* 128 10.6%	1,174 16.1%	*10* 14 20.3%	*215* 1,060 17.2%	*9.7%* 114 10.0%	1,174 16.1%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	8 −11.8%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%	*0* 0 0.0%	*1* 189 3.1%	*0.5%* 1 0.1%	190 2.6%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,651 100.0%	*23.4%* 1,729 100.0%	7,380 100.0%	−68 100.0%	*13* 31 100.0%	*1,202* 6,088 100.0%	*16.7%* 1,224 100.0%	7,312 100.0%	*8* 15 100.0%	*1,210* 6,103 100.0%	*16.5%* 1,209 100.0%	7,312 100.0%	*42* 69 100.0%	*1,252* 6,172 100.0%	*15.6%* 1,140 100.0%	7,312 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

（注）旧簡易ガス団地が廃止された数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

【出典：生産動態統計 ほか】

2019年度
第3回業務委員会
資料№3-1.9

第３表

指定旧供給地点におけるガス販売量・契約件数等報告書

殿

みなしガス小売事業者名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
（指定旧供給地点の名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

１．指定旧供給地点における契約件数　　年　月時点

自由料金メニューによる契約件数	件
指定旧供給地点小売供給約款による契約件数	件

２．指定旧供給地点におけるガス販売量、販売額等

番号	年　月から　年　月まで					年　月から　年　月まで					年　月から　年　月まで				
	ガス販売量（㎥）(1)	販売額（円）(2)	原料費調整単位額（円/㎥）(3)	原料費調整額（円）((4)＝(1)×(3))	補正後販売額（円）((5)＝(2)−(4))	ガス販売量（㎥）(1)	販売額（円）(2)	原料費調整単位額（円/㎥）(3)	原料費調整額（円）((4)＝(1)×(3))	補正後販売額（円）((5)＝(2)−(4))	ガス販売量（㎥）(1)	販売額（円）(2)	原料費調整単位額（円/㎥）(3)	原料費調整額（円）((4)＝(1)×(3))	補正後販売額（円）((5)＝(2)−(4))
計			—					—					—		
平均単価	（円/m3）					（円/m3）					（円/m3）				

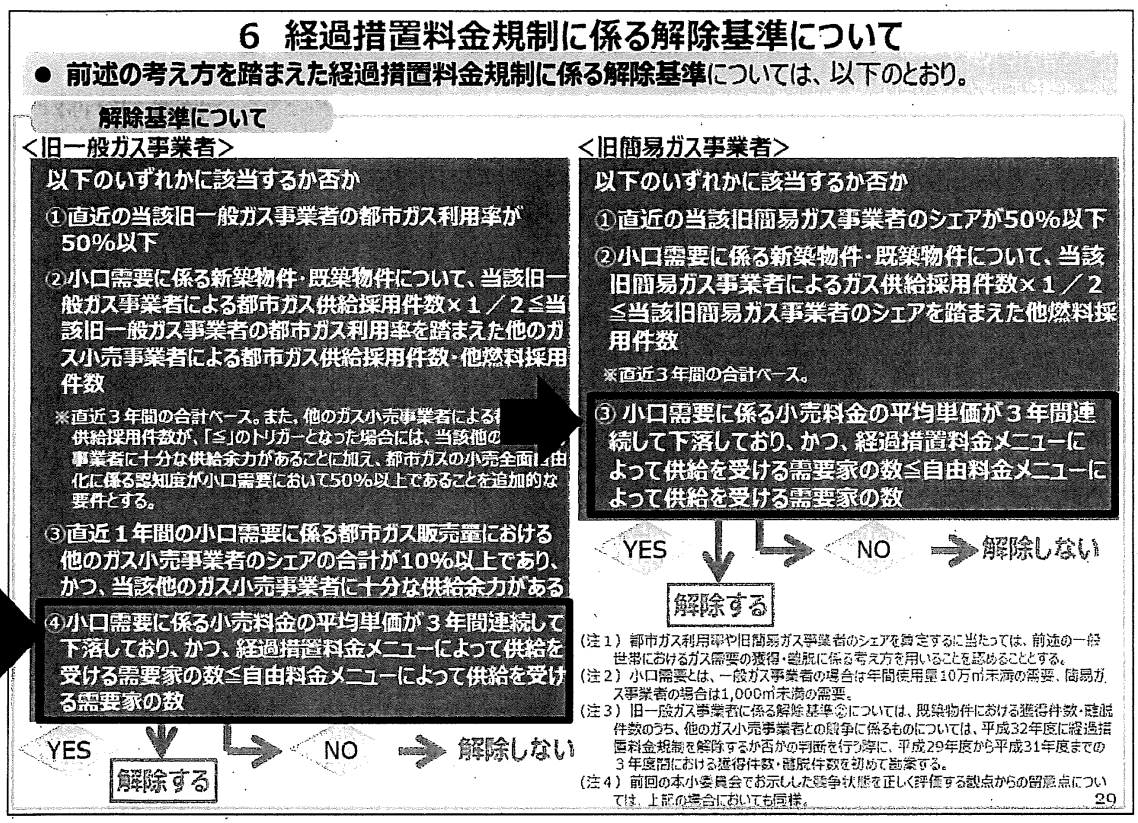
備考　１　「自由料金メニューによる契約件数≧指定旧供給地点小売供給約款による契約件数」が成立しない場合にあっては、２への記入を省略することができる。
　　２　原料費調整単位額の欄には、直近の指定旧供給地点小売供給約款における原料費調整において、調整単位料金を算定するために基準単位料金に増減する金額を記入すること。
　　３　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2019年8月

小売料金３年間連続下落の評価方法の変更について（経過措置解除基準④）

１．概要

- 経過措置指定解除基準④（以下、解除基準④）は、「小口小売料金の年間平均単価が３年間連続して下落する」ことが条件の１つであるが、気水温や景気動向等が販売量に影響を与えるため、現在の評価方法では、事業者の小売料金を低減させる取組みを適切に評価できない。
- 現在の評価方法は、原料調整費 及び 託送料金の変動を除外するが、小売料金を低減させる事業者の取組みを適切に評価するためには、事業者による管理が不可能な外生的要因を除外することが必要となる。
- 上記実態を踏まえ、現在の評価方法を変更（報告様式、記載要領を変更）すべく、METIと協議する。



出典：第29回ガスシステム改革小員会 資料３

２．解除基準④に関する現在の評価方法

原料費調整額を除いた年間補正後販売額を年間販売量で除す

年間平均単価（Σ（5）/Σ（1））

※託送料金が改定されている場合には、託送料金を除外する

（1）月別販売量、（2）月別販売額、（3）月別原料費調整単位額
（4）月別原料費調整額（（1）×（3））、**（5）月別補正後販売額（（2）-（4））**

３．ある事業者の評価結果（解除基準④）

（2016～2018年度におけるある事業社の小売料金の前提）

- 2017年度以降、小口小売自由料金メニューを新設し、経過措置料金メニューから自由料金メニューへの移行を促進
- 新設した自由料金メニューは、経過措置料金メニューよりも割安な料金に設定
- 自由料金メニューの新設以外、他小売料金メニューの料金改定は実施していない

（事業者の取組みと評価結果のギャップ）

- 小売料金を低減させる目的で、経過措置料金メニューから自由料金メニューへの移行を促進した結果にも関わらず、年間平均単価が増加している。（2017 年度→2018 年度：up）

（ギャップが生じる主な要因）

- 2017 年度の冬期は全国的に気温が低かったため、販売量が例年よりも増加し、年間平均単価が減少したと考えられる。（ガス料金は逓減料金であるため、販売量の増加が、平均単価の引き下げ要因となる。）
- 2018 年度の冬期は 2017 年度に対し、相対的に気温が高かったため、販売量が前年よりも減少し、年間平均単価が増加したと考えられる。（逓減料金の影響により、販売量の減少が、平均単価の引上げ要因となる。）

4. 解除基準④に関する評価方法の変更

（変更の目的）

- 小売全面自由化の趣旨との整合性※からも、経過措置指定解除基準は可能な限り適切に評価されるべき。

※「小売全面自由化の目的は、天然ガスの利用拡大と新たなサービスの創出を促すことである。経過措置料金規制は、適正な競争関係が認められない場合に限り、需要家保護の観点から、課される例外的な措置である。このため、競争状態が確認された場合には、速やかに経過措置を解除することが適当である。」

- 解除基準④に関する現在の評価方法は、評価結果が気水温頼みになっており、小売料金を低減させる事業者の取組みを適切に反映できていない。
- 事業者は、競争圧力に対抗するため、また、需要家に報いるために、小売料金を低減させる取組みを実施しており、この取組みが適切に評価されないことは、事業者にとって非常に大きな問題である。

（変更案）

	概要
A	・各料金メニューの直近年度の販売量を各年度の料金体系に当てはめ、各年度の補正販売額を算出する。（基準単位料金ベース） ・年間平均単価は、年間補正販売額を直近年度の販売量で除す。 ・報告対象期間内で料金メニューが新設され、過去年度に適用メニューがないものは、経過措置料金メニューから新料金メニューへ移行したものとみなす。 $\dfrac{\Sigma\left(\text{直近年度販売量} \times \text{各年度料金}\right)}{\Sigma\left(\text{直近年度販売量}\right)}$
A´	・報告対象期間内に小口小売料金改定（値上げ、値下げ）、新料金メニューの新設、料金メニューの撤廃がない場合、各料金メニューの平均単価が経過措置料金を下回ることを示した上で、「経過措置料金→自由料金メニュー」の調定件数の移行進捗を評価し、平均単価の下落を確認する。 （経済合理性のもと、自由料金メニューの最も割安な料金メニューが選択されることから、「経過措置料金→自由料金メニュー」の調定件数の移行進捗のみで評価可能）
B	・各料金メニューの**標準販売量を定め、**各料金メニューの**標準販売額を算定**する。（基準単位料金ベース） ・**標準販売額に各年度の調定件数を乗じて、補正販売額を算出**する。 ・**標準販売量に各年度の調定件数を乗じて、補正販売量を算出**する。 ・年間平均単価は、年間補正販売額を年間補正販売量で除す。 ・標準販売量は、「原料調整制度に基づくガス料金の影響額の算定方法」に則り算定する。 （家庭用年平均使用量 =（5 年分の各年度販売量を各年度延調定件数で除しその 5 年分の値を合算し、5 で除す）） $\dfrac{\Sigma\left(\text{標準販売額} \times \text{調定件数}\right)}{\Sigma\left(\text{標準販売量} \times \text{調定件数}\right)}$

（各変更案の留意点）

評価方法	評価要素		留意点
	固定	変動	
現状	-	・販売量 ・料金体系 ・調定件数	-
A	・販売量 ・調定件数	・料金体系	・販売量変動の影響を受けず、報告対象期間内に料金メニューの新設があれば、各年度の新料金メニュー契約数に応じた評価が可能。 ・報告対象期間内に料金改定があれば、料金改定を考慮した評価が可能。 ・**報告対象期間内に料金改定、または、料金メニューの新設がなければ、各年度の平均単価は同値（下落が示せない）。** ・評価に用いる各年度の販売額・量が実績値ではなく、補正値。
A´	・販売量 ・料金体系	・調定件数	・変更案 A では、報告対象期間内に料金改定（値上げ、値下げ）、新料金メニューの新設、料金メニューの撤廃がない場合、各年度の平均単価の下落を示せないため、A´案を検討。 ・上記に該当する事業者を「経過措置料金→自由料金メニュー」の調定件数の移行進捗のみで評価することの妥当性をどのようにしめすか、検討が必要。
B	・販売量	・料金体系 ・調定件数	・標準販売量を用いるため、販売量変動の影響を受けず、各年度の料金メニュー契約数に応じた評価が可能。 ・報告対象期間内で料金改定があれば、料金改定を考慮した評価が可能。 ・評価に用いる各年度の販売額・量が実績値ではなく、モデルによる補正値。

（現状の評価方法と各変更案の比較）

評価方法	外生的要因の影響	実績値による評価	変更に必要な対応		懸念事項
			報告様式の変更	記載要領の変更	
現状	○	○	-	-	-
A	×	×	必要	必要	・バックデータが複雑（各年度、各料金メニューの区画別調定件数推移が必要）、データ検証の行政負荷と報告の事業者負荷増大 ・直近販売量による評価の妥当性
A´	×	×	必要	必要	・「経過措置料金→自由料金メニュー」の調定件数移行進捗の評価の妥当性
B	×	×	必要	必要	・バックデータが複雑（料金メニュー毎にモデルデータが必要）、データ検証の行政負荷と報告の事業者負荷増大 ・モデルによる評価の妥当性

5．今後の対応

- 経過措置事業者 6 社が持っている料金データを確認し、各変更案にて算出が可能かどうか、また、算出時の課題を確認する。
- ガス市室と協議を実施し、年内協議完了を目指す。

（想定スケジュール）

2019 年	8 月	・評価方法変更案に対する課題の整理
	12 月	・METI 協議完了
2020 年	3 月	・METI 報告様式、記載要領の改訂完了
	8 月	・変更後の報告様式にて、第 2 回詳細報告

以 上

2019年度
第3回業務委員会
資料№4-2

令和元年７月３０日

小売電気事業者、ガス小売事業者　各位

電力・ガス取引監視等委員会
取引監視課

電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起）

小売電気事業者及びガス小売事業者は、小売供給契約の締結をしようとするときは、需要家に対して供給条件を説明する義務を負っており、当該説明をするとき及び小売供給契約の締結をしたときは、それぞれ法定の事項を記載した書面を交付する義務を負っております（電気事業法第２条の１３第１項、同条第２項、同法第２条の１４第１項、ガス事業法第１４条第１項、同条第２項及び同法第１５条第１項)。

今般、電気及びガスの小売供給契約の締結に関し、上記書面の交付がされなかった事案が発生しております。

つきましては、小売電気事業者及びガス小売事業者の皆様におかれては、同様の事案が発生しないよう、法の規定する説明義務及び書面交付義務の履行状況を改めて確認するとともに、適切な措置をとるようお願いいたします。

2019 年 8 月 1 日

自由化団地にガスを供給している会員事業者の皆様へ

自由化団地にガスを供給している事業者の皆様には、10 月 1 日の消費税率改定を控え、「ガス小売供給約款」の改訂手続きである、ガス事業法第 14 条の「説明および書面の交付」の準備を着々と進められていることと思います。

この度、電力・ガス取引監視委員会取引監視課より、添付のとおり、このガス事業法第 14 条「供給条件の説明等」並びに第 15 条「書面の交付」につきまして、履行状況の再確認を行い、不備・不足のあった場合には適切な措置を行うよう注意喚起が発出されました。

コミュニティーガス協会会員の皆様には、今回の消費税率改定対応を機に、

① 自社の「ガス小売供給約款」

② ガス事業法第 14 条・第 15 条およびガス事業法施行規則第 13 条・第 14 条

③ 「ガスの小売営業に関する指針」の【参考:供給条件の説明義務・書面交付義務の解説】

を再確認してください。

添付:「電気及びガスの小売供給契約の締結に係る適切な対応について（注意喚起)」

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

2019年度
第3回業務委員会
資料№4-3

関西電力株式会社に対する業務改善勧告を行いました

2019年8月21日

▶エネルギー・環境

本日、電力・ガス取引監視等委員会は、電気事業法第66条の12第1項及びガス事業法第178条第1項の規定に基づき、関西電力株式会社に対して業務改善勧告を行いました。

1. 概要

関西電力株式会社は、平成30年4月から令和元年6月までの間、電気の小売供給契約の締結をした際、7,793件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち5，275件について契約締結前交付書面を交付しませんでした。

また、同社は、平成29年4月から令和元年6月までの間、ガスの小売供給契約の締結をした際、12,504件の小売供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち11,741件について契約締結前交付書面を交付しませんでした。

以上の契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付の件数は、合計で20,297件です。

このため、当委員会は、本件事案について、電力及びガスの適正な取引の確保を図るため、電気事業法及びガス事業法に基づき業務改善勧告を行いました。

2. 勧告の内容

1. 契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含め必要な措置を講ずること。
2. 前記1に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
3. 前記1及び2に基づいて講じた措置について、令和元年9月24日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

3. 添付資料

- 事案の概要（PDF形式：93KB）

担当

電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長 遠藤

担当者：栗島、長窪、及川

電話：03-3501-1511（内線 4381～4）
03-3501-1552（直通）
03-3501-1568（FAX）

（添付資料）

事案の概要

1. 勧告の内容

(1) 関西電力株式会社（以下「関西電力」という。）は、電気の供給に係る小売供給契約（以下「電力供給契約」という。）及びガスの供給に係る小売供給契約（以下「ガス供給契約」という。）の締結に関し、電気事業法第 2 条の 13 第 2 項及びガス事業法第 14 条第 2 項に規定する書面（以下「契約締結前交付書面」という。）並びに電気事業法第 2 条の 14 第 1 項及びガス事業法第 15 条第 1 項に規定する書面（以下「契約締結後交付書面」という。）の不交付が今後発生しないよう、当該不交付の原因となり得る事象を早期に把握、是正する仕組みの構築を含め必要な措置を講ずること。

(2) 関西電力は、前記(1)に基づいて講じた措置の内容を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。

(3) 関西電力は、前記(1)及び(2)に基づいて講じた措置について、令和元年 9 月 24 日までに、当委員会に対し、文書で報告すること。

2. 事実

関西電力は、平成 30 年 4 月から令和元年 6 月までの間、電力供給契約の締結をした際、7,793 件の電力供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち 5,275 件の電力供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。

また、関西電力は、平成 29 年 4 月から令和元年 6 月までの間、ガス供給契約の締結をした際、12,504 件のガス供給契約について契約締結後交付書面を交付せず、うち 11,741 件のガス供給契約について契約締結前交付書面を交付しなかった。

以上の契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付の件数は、合計で 20,297 件であり、対象となった需要家数は合計で 19,970 名である。

3. 勧告の必要性

本件事案は、契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の不交付が、電気については 1 年 2 か月、ガスについては 2 年 2 か月にわたり、合計 20,297 件の小売供給契約について発生したものである。契約締結前交付書面及び契約締結後交付書面の交付は、需要家の利益の保護のため重要な意義を有するものであり、本件は、法令違反の内容、期間及び件数において、重大な事案と評価せざるを得ない。

また、本件事案は、顧客料金システムの不具合及び同システムの運用における人為的な誤りにより発生したものであるが、それらの不具合及び誤りを防止できなかった要因として、システム設計時の検討及び運用試験が不十分であったこと、業務担当者の習熟度や運用変更時の周知が不足していたこと、法令遵守状況の監督、確認が不十分であったことが認められ、関西電力の経営管理体制及び業務実施体制には、改善の余地があると考えられる。

したがって、電力及びガスの適正な取引の確保を図るため、1.に記載の措置を講ずるよう勧告する。